

南国市の

58年度一般

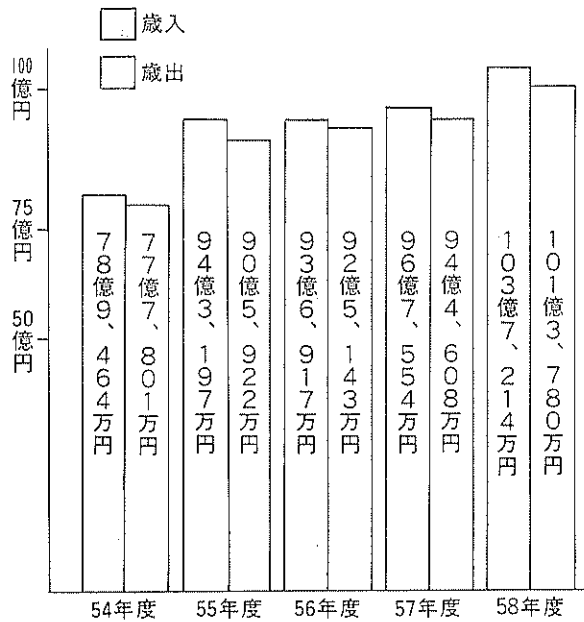
一人当たりの

経費は21万円

歳入のうち市税総額は二十七億九千七百四十三万円。これを昭和五十九年三月三十一日現在の人口と世帯数で計算すると、市民一人当たり五万九千五百七十一円、一世帯当たりでは十八万三千七百十五円を負担していることとなります。また、使ったお金は市民一人当たり二十一万五千八百八十六円、一世帯当たり六十六万五千七百七十七円となります。

市民1人当たりが負担した税金	59,571円
1世帯当たりが	// 183,715円
市民1人当たりに使われたお金	215,886円
1世帯当たり	// 665,777円

一般会計決算額の推移 (5年間)



歳出

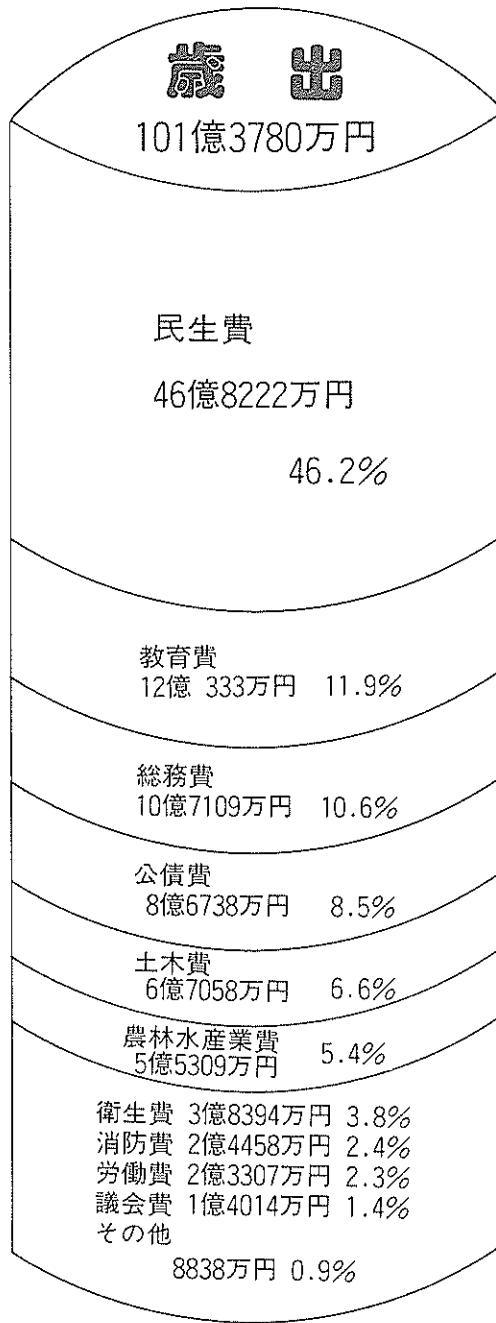
■民生費
社会福祉費、児童福祉費、生活保護費、同和対策事業費などに使われているもので、46億8222万円と最も多く歳出総額の46.2%を占めています。

■総務費

税の徴収費、選挙費など一般的な経費に使われています。

■公債費

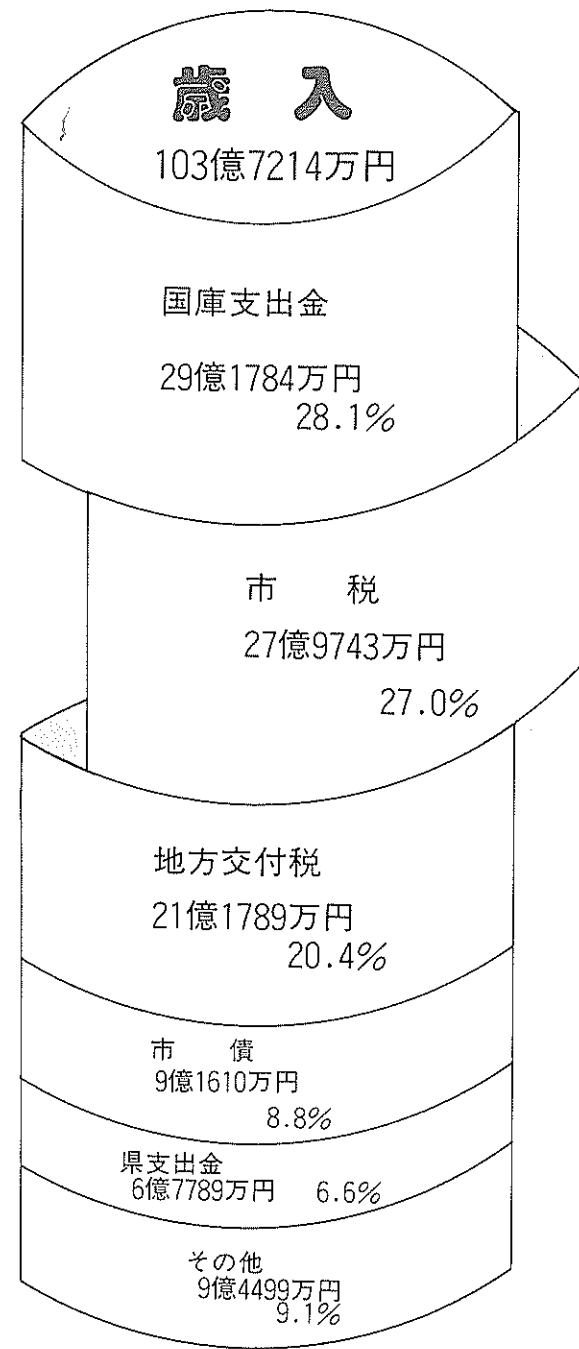
市の借入金に対し毎年度必要とする元金の償還および利子の支払いに要する経費の合計額のことです。



財政状況

会計決算(見込み)

五十八年度の一般会計決算見込額がこのほど明らかになりました。歳入総額は百三億七千二百四十四万円、歳出総額は百一億三千七百八十万円、歳入から歳出を差し引いた額は二億三千四百三十四万円です。これから五十九年度に繰り越す事業の財源一千二百五十一万円を差し引くと、二億二千八百八十二万円の実質黒字となっています。しかし、開発公社への支払いは目標の二億円に達しておらず、また事業の繰り延べなどが黒字の要因で、後年度の負担を考えると、決して安易に喜べるものではありません。



市民税	13億310万円
固定資産税	11億612万円
電気税	1億6784万円
たばこ消費税	1億5813万円
その他	6224万円

歳入

■電気税
市内で使われた電気の量に応じて使用者に課せられています。市へは、一般家庭の場合、電気料の100分の5が電気税として納付されます。ただし、一カ月の料金が2,400円以下の場合ばかりりません。

■市町村たばこ消費税
たばこ消費税は、たばこの小売価格に含まれており、日本専売公社が消費者に代わって納付する間接税です。昭和58年度では、総額で約1億5800万円が市に払い込まれました。(たばこは市内で買ひましょう)

■国庫・県支出金
生活保護、老人医療、保育所の児童措置、学校施設整備などについて国や県から支出されるもの。

■地方交付税
国税三税といわれる所得税、法人税、酒税の合計の32%が、全国の地方公共団体に交付税として交付されます。交付の基準は一応市の行政上の必要経費(基準財政需要額)と市税などの収入(基準財政収入額)との差とされていますが、その算定基準の内訳は非常に複雑です。裕福な市町村ではこの税が交付されないこともあります。

■市債
市の借入金の中で、学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、道路その他の土木施設など各種事業のあらゆる分野で財源として利用されています。